

県と県環境整備事業協同組合は十一日、災害時のし尿や浄化槽汚泥、災害で出た一般廃棄物の収集運搬業務に関する「無償団体救援協定」を締結した。同組合によると、同種の業務を無償で行う協定は全国初という。

協定は、被災市町村から県への協力要請を組合へ取り次ぎ、組合は被災市町村と支援内容や手段を話し合ったうえで現地へ行き、支援活動する内容。交通費や燃料費など、収集運搬にかかる一切の経費を無償とする。

災害時の一般廃棄物収集など無償で 県と組合が救援協定

成原嘉彦環境局長と玉川福和理事長が同日、県庁で協定書を交換した。同組合は阪神大震災が起きた際、支援活動のため三十六台の車両で神戸市へ向かったが、いきなり行政から活動を止められた経験があり、大規模災害時の支援活動を速やかに実行するため協定締結を申し入れた。

玉川理事長は「組員五十三社が一致団結し、できる範囲で最大の貢献をしたい。将来的には県境を超えた広域支援協定も必要と考えている」と話す。災害が夏場に起きた場合は、し尿や浄化槽汚泥が感染症の発生源となる可能性があり、迅速な処理が公衆衛生面で重要な面である。



協定書を交換し握手する玉川理事長②と成原局長=県庁で

成原局長は「東海地震の切迫性と県内での影響が憂

慮されるなか、大変有意義な協定で心から感謝している」と話した。

（小沢 伸介）

- このページ掲載の新聞記事は、中日新聞（朝刊）から転載しています。
- この新聞記事掲載は、中日新聞社から転載を許可されたものです。
- このページ記載の新聞記事の著作権は、中日新聞社にあり二次利用は許可されておりません。